

第10回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月27日（火）午後4時00分から午後4時10分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（16人）

会長	16番	秋吉	稔	之
会長職務代理者	1番	青山	眞	士
	2番	古熊	健	一
	3番	高橋	毅	典
	4番	佐々木	彦	治
	5番	目黒	一	雄
	6番	泉	和	浩
	7番	佐々木	章	史
	8番	狩野	菊	恵
	9番	高野	秀	則
	10番	滝本	弘	
	11番	石田	秀	人
	12番	岸本	辰	彦
	13番	山田	裕	一
	14番	佐々木	靖	
	15番	湯浅	浩	道

4 欠席委員（0人）

5 農業委員会事務局職員

事務局長	野村	雅	史
事務局次長	浦島	卓	
事務局農地係長	作山	温	史
事務局総務係主査	春田	秀	彦
事務局農地係主任	瀬能	実	紀

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第10回当別町農業委員会総会を開会します。議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、5番 目黒委員 6番 泉委員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることでの異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、諸般の報告について事務局から報告させます。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 2月21日、当別町農業10年ビジョン見直しに向けた農業関係団体意見交換会が開催され、秋吉会長が出席しました。以上です。
議長	日程第4、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	報告第1号「農地法第3条の3の規定による通知について」ご説明します。 今回、通知がありました、2件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

議長	異議なしと認め、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。 通知がありました3件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。 番号1番の質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号1番は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号1番は原案のとおり承認することに決定しました。休憩します。
	休憩（滝本委員退席）
議長	番号2番、3番の質疑を求めます、
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号2番、3番は、承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号2番、3番は承認することに決定しました。 休憩します。
	休憩（滝本委員復席）
議長	再開します。
議長	日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

	<p>を議題とします。</p> <p>事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>今回申請がありました番号1番から3番は払下げを受けるため、番号4番から7番は、規模拡大のため、売買、使用貸借の設定をするものであります。</p> <p>この7件について、議案資料議案第1号関係の「農地法第3条の調査書」とおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすもの考えます。</p> <p>図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第7、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p> <p>今回の計画案は、所有権の移転をするものが3件、賃貸借の設定をするものが、8件です。</p> <p>これら11件について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p> <p>計画地の図面につきましては、議案資料の議案第2号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p>休憩</p>

議長	<p>再開します。</p> <p>説明が終わりましたので質疑を求めますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。</p> <p>番号1番から番号10番までの質疑を求めます、</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、番号1番から番号10番までは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、番号1番から番号10番までは、原案のとおり決定しました。</p> <p>休憩します。</p> <p>休憩（岸本委員退席）</p>
議長	<p>再開します。番号11番の質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、番号11番は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、番号11番は原案のとおり決定しました。</p> <p>休憩します。</p> <p>休憩（岸本委員復席）</p>
議長	<p>再開します</p>
議長	<p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、第10回当別町農業委員会総会を閉会します。</p>